

一般社団法人 日本調査業協会 御中

変 更 届 出 書

記載例

※正会員 NO	第 00** 号	所属支部	東京都 支部	2019年 05 月 10日 付変更
記載事項	現在の登録内容 (全ての項目記載)		変更後の登録内容 (変更項目のみ記載)	
商号、名称			株式会社 日本調査事務所	
営業所の名称	日本調査事務所		株式会社 日本調査事務所 東京本社	
ふりがな 代表者氏名	にほん たろう 日本 太郎	⑩ 現在代表押印		⑩ 新代表押印
営業所住所	〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-1-1		〒101-0032 東京都千代田区岩本町 2-6-12	
本部登録 専 用	T E L	03-11111-2222	変更なし	
	F A X	03-3333-4444	03-5555-6666	
HP専用 1回線	T E L	0120-***-***0	変更なし	
	F A X	03-***3-***4	03-5555-0007	
E-m a i l	center001@tantei.or.jp		center@2019-002tantei.or.jp	
URLアドレス	http://www.nittyokyo.or.jp/		変更なし	
資格認定保有 (有無)	代表	取扱者取得	社員	無
探偵業届出 NO	東京都 公安委員会 第 301***01 号	東京都 公安委員会 第 301***06 号		
探偵業届出 変更理由	法人格に登録変更のため (他：住所・FAX・メールアドレス変更・認定資格等変更)			

以上の変更を確かにお届け致します。

注記：個人登録から、法人登録された場合本協会登録名称は「商号、名称」に変更登録しHP掲載名称も変更となります。

「現在登録内容欄」は、ホームページ「正会員検索」掲載中の項目で全ての項目記載下さい。「変更後の登録内容」欄は、該当する新登録内容項目のみ記載でも結構です。

※ HP掲載する TEL・FAX 番号は1回線となります。(本部専用登録番号と異なる消費者専用番号掲載可能：例 フリーダイヤル)

※ TEL・FAX 番号は、本部登録専用は本協会との直接連絡番号となり、HP登録は消費者向け番号となります。

※ 変更届出書の提出は、入退会審査規程第13条に基づき登録内容に異動が生じたときは、1週間以内の提出が必要となります。 ※ 探偵業届出変更の場合は、控え提出が必要です。

※ HPに「メール」の掲載を不要とされる場合、本部からお通知連絡に必須となりますので別途事務局まで専用アドレスのお知らせをお願いします。